

有機農業拡大加速化事業に関する業務仕様書

1 目的

環境への負担軽減に対する関心が世界的に高まっている中、農業分野においては農業の持続可能性に資する取組である「有機農業」が注目されている。宮崎県でも有機農業の推進を図っているが、有機農産物は特定の実需者が求める傾向にあるため、販路が限定的で開拓が困難な状況にある。

このため、消費地における実需ニーズを有機農業者や有機農業に取り組もうとする農業者に情報共有するとともに、販路確保のためのマッチング機会の創出など、販路拡大に向けた取組を強化していくことで、県内はもとより、関東、関西、福岡など消費地における有機農産物の販路拡大を図り、県内有機農業の発展に資することを目的とする。

2 委託業務の範囲

(1) 有機農産物の実需ニーズ等に係る研修会の開催

消費地における有機農産物の実需ニーズの動向や販路確保のための事例を交えた研修会を開催する。開催にあたっては、事前に有機農業者の生産、販売上の課題をアンケート等で把握した上で、内容を決定すること。なお、農業者等が多く参加できるよう地域毎の開催やリモート開催を併用するなど工夫をすること。

① 研修内容

- ・ 対象者： 県内の有機農業者及び有機農業に取り組もうとする農業者及び県内の農業関係機関
- ・ 内 容： ア 参加農業者から有機農産物を生産、販売する上での課題等のアンケートの収集
イ 消費地における有機農産物の実需ニーズの動向
ウ 販路開拓の実例紹介
エ その他有機農産物の販路拡大等に関する内容
※ アンケートの内容は、事前に県に確認すること

② 報告書作成

- ・ 研修会の資料については、後日とりまとめて、ホームページ等で掲載できる形式とすること。
- ・ アンケート結果については、結果をとりまとめ、報告書を作成し、研修会資料とともに提出すること。

[報告書部数]

- ・ A4両面カラー
- ・ 部数 印刷物（2部）
※電子メールによりデータでも送付すること

(2) マッチング商談会の企画運営及び個別商談支援

宮崎県産の有機農産物等の販売拡大を図るため、生産者や実需者との商談会などを企画し運営するとともに他団体が主催する東京や関西など消費地で開催される商談会へ県内有機農業関係協議会と連携して出展する。また、生産者が実需者と個別で商談を進める際の支援をすること。

① マッチング商談会の企画運営

- ・ マッチング商談会に参加する実需者は以下のア～エをそれぞれ1者以上含むこと。

ア 仲卸

イ ECサイト運営業者

ウ スーパー（量販店）等

エ レストラン（飲食店） 等

※ エは、下記（3）のレストランフェアを実施する店舗等を含む

- ・ マッチング商談会は、次の例を参考に企画すること。商談会の規模や回数は問わない。

参考 a. 生産者と実需者が一堂に会する商談会（開催場所は宮崎県内）

参考 b. 実需者が来県し、県内生産者を巡回しながらの商談会

その他、効率的な方法により実施する商談会で、県が認めるもの

② マッチング商談会への出展

- ・ 関東や関西など消費地で開催される商談会に県内有機農業関係協議会等と連携して1回以上出展を行う。出展申込前に出展予定の商談会について、事前に県に了承を得ること。また、出展にあたっては、各日程で農業者が必ず参加できるよう調整すること。

③ 個別商談支援

- ・ 生産者が実需者と個別商談（①や②のマッチング商談会後の商談や、①を経ずに生産者と実需者が別途行う商談も含む）を行う際に発生する経費の支払いをすること。経費は次のものを対象とする。
 - a. 有機農産物のサンプル代金
 - b. サンプル送料

④ 報告書作成

- ・ マッチング商談会、その後の商談支援の結果について報告書を作成、提出すること。

[報告書部数]

- ・ A4両面カラー

- ・ 部数 印刷物（2部）

※電子メールによりデータでも送付すること

(3) 首都圏でのレストランフェアの開催

(2) の産地商談会に参加したシェフ等の店舗において、宮崎県産有機農産物を使用したフェアを複数店舗で開催すること。

① 実施時期

フェアは2週間以上開催すること。

② 内容

- ・ 期間中に1店舗につき、宮崎県産有機農産物を使用したメニューを原則2品以上使用すること。うち1品は、有機JAS認証の食材を使用すること。

③ 報告書作成

- ・ フェア期間中に提供した有機農産物の種類（調達先含む）と提供メニューの数量、販売金額等について、データを取りまとめ、提出すること。

[報告書部数]

- ・ A4両面カラー
- ・ 部数 印刷物（2部）
※電子メールによりデータでも送付すること

(4) 広報用ツールの制作

県産有機農産物の認知度向上、販路拡大のため、次のツールを制作すること。

① 広報用ツールの制作

- ・ 以下の資料を制作すること。

ア 実需者向け

個別商談支援等を実施した農業者等を中心とした宮崎県内の有機農産物生産者リスト等（市町村、取扱品目、出荷可能時期、PRポイント等を含む）

イ 消費者向け

県内の有機農産物が購入・飲食できるスーパー、飲食店等リスト等

※ ア、イともにホームページ等に掲載できる資料とし、今後、編集可能な形式とする。

なお、制作したものの著作権は全て宮崎県が有するものとし許可なく他の目的への転用を禁じる。

② 報告書作成

- ・ 広報用ツールの制作結果について報告書を作成、提出すること。

[報告書部数]

- ・ A4両面カラー
- ・ 部数 印刷物（2部）
※電子メールによりデータでも送付すること

(5) 留意事項

- ① 委託業務の実施にあたっては、実施内容や予算等について、予め県に協議し業務を実施すること。
- ② 研修会の開催及び広報用ツールの制作において、国や他都道府県、およびリサーチ事業者などの調査情報を利用する場合には、情報元の著作権等に抵触しない様、利用する前に著作権者への確認及び了解を得ること。

(6) 報告書の提出

委託業務の報告は、宮崎県農政水産部農業普及技術課あてに提出すること。

3 委託事業に係る経費について

次の各号にかかる経費は、支出対象外経費とする。ただし、事前に県に協議の上了解を得たものについては、その限りではない。

- (1) 5万円以上の機械・器具等の備品購入費
- (2) 会議での食糧費
- (3) 団体等へ加入するための負担金
- (4) 租税公課（消費税及び地方消費税は除く）

4 その他

- ・ 委託業務の実施にあたっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して、批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。
- ・ 県に定期的に事業の進捗報告や協議を行うこと。
- ・ この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、県と受託事業者が協議して決定するものとする。